

## 一般競争入札の実施に係る掲示（再公募）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成29年11月22日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功

### 1 業務概要

- (1) 業務名 UR賃貸住宅募集等業務（中部地区現地案内所グループ4）
- (2) 業務内容 UR賃貸ショップ高蔵寺ほか2拠点（中部地区現地案内所グループ4）におけるUR賃貸住宅等の募集等業務
- (3) 履行期間 平成30年7月1日（日）から平成34年6月30日（木）まで

### 2 競争参加資格

- (1) 「競争参加者の資格に関する公示」（平成29・30年度独立行政法人都市再生機構の物品購入等についての契約を締結する場合の一般競争入札（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等）に定める中部地区における競争参加者の資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、入札に先立ち、機構が定める期間内に当該資格審査申請書の受付を済ませ、かつ当該参加資格を取得する見込みがあることを条件とします。

- (2) 次の要件を満たしていること。

賃貸住宅の募集等業務※に係る事務取扱い又はそれに準ずる経験を有していること。

※ 「募集等業務」とは、賃貸借の案内、説明及び賃貸借締結等、賃貸住宅の入居手続きに係るすべての業務をいう。

- (3) 次の欠格要件のいずれにも該当しない団体等

- ① 「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条第1項各号に該当する団体等
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者。
- ④ 一定の不誠実な行為により機構から取引停止措置を受け、その措置を受けることがなくなった日から2年を経過していない団体等
- ⑤ 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (4) 申請者は、法人その他の団体又はそれらのグループとし、個人での申請は受け付けません。

### 3 総合評価に係る事項

#### (1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
- ② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、満点は50点とする。  
価格評価点=50×(1-入札価格/予定価格) ※小数点第3位切捨て
- ③ 技術評価点の算出は、申請書及び技術資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は100点とする。
  - ・申請者（企業）の経験及び能力
  - ・業務責任者の経験及び能力
  - ・従事者
  - ・実施体制

#### (2) 落札者の決定方法

入札価格が当機構であらかじめ作成した入札価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年11月22日（水）から平成30年1月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

交付場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5-27 錦中央ビル1階  
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部営業推進課 電話052-968-3367

#### (2) 申請書及び技術資料の提出期限、場所及び方法

提出期間：平成29年11月22日（水）から平成30年1月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5-27 錦中央ビル1階  
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部営業推進課 電話052-968-3367

提出方法：申請書等の提出は、提出場所へ持参又は上記で定める期間中、提出場所に必着となる書留郵便による郵送をすることにより行うものとする。

#### (3) 入札書の提出期限、場所及び方法

提出期間：平成30年2月7日（水） 午後5時

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5-27 錦中央ビル6階  
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課 電話052-968-3315

提出方法：提出場所へ持参又は提出場所に同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

#### (4) 開札の日時及び場所

日時：平成30年2月8日（木） 午後2時

場所：独立行政法人都市再生機構中部支社6階入札室

## 5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

上記3(2)による。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 問い合わせ先

① 申請書及び技術資料について

独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部営業推進課 電話052-968-3367

② 平成29・30年度の競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課 電話052-968-3315

(6) 詳細は入札説明書による。

以上

## 競争参加者の資格に関する掲示

UR賃貸住宅募集等業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示する。

平成29年11月22日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功

### 1 業務概要

- (1) 業務名 UR賃貸住宅募集等業務（中部地区現地案内所グループ4）
- (2) 業務内容 UR賃貸ショップ高蔵寺ほか2拠点（中部地区現地案内所グループ4）におけるUR賃貸住宅等の募集等業務
- (3) 履行期間 平成30年7月1日から平成34年6月30日まで

### 2 申請の時期

平成29年11月22日から平成30年1月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年11月22日から当機構ホームページにおいて共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出期間：平成29年11月22日から平成30年1月9日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号  
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課  
電話052-968-3315

提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参又は上記で定める期間中、提出場所に必着となる書留郵便による郵送をすることにより行うものとする。

### 4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。

- (1) 組合せ  
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
  - ① 当機構における平成29・30年度物品購入等に係る競争参加資格審査において「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。
  - ② 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 業務形態
  - ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
  - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件  
構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
- (4) 共同体の協定書  
共同体の協定書が、機構の指定する「共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い  
4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知  
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間  
6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他  
共同体の名称は「UR賃貸住宅募集等業務△△・××共同体」とする。